

公立大学法人奈良県立医科大学ダイヤモンドリスponsアグリゲーター公募要領

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）では、全国的な電力需給の低減に資するほか、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ダイヤモンドリスponsアグリゲーター（以下「DR アグリゲーター」という。）を以下のとおり募集する。

1. 募集期間

（1）参加表明書提出期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月1日（月）まで

（2）提案書提出期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月10日（水）まで

2. 対象設備

奈良県橿原市四条町840番地

公立大学法人奈良県立医科大学 エネルギーセンター内

自家発電設備（2,000kW）（詳細は別紙1参照）

3. 契約希望条件

契約期間

令和10年4月1日から令和11年3月31日

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（1）公立大学法人奈良県立医科大学物品購入等の契約に係る取引停止等措置要領に基づく取引停止等の措置（奈良県の入札参加資格の措置を含む。）期間中でないこと。

（2）民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）等の規定による再生又は再生手続開始の申立て、又は手続中でないこと。

（3）次のいずれの場合にも該当しないこと。

（ア）役員等（役員及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（イ）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (ウ) 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結にあたり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

5. 担当部局

〒634-8521 奈良県橿原市四条町 8 4 0 番地

公立大学法人奈良県立医科大学 法人企画部 施設マネジメント課 管理係

電話 0744-22-3051 内線 2285

FAX 0744-22-4524

メールアドレス shisetsukanri@naramed-u.ac.jp

6. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 参加表明書（様式1） 1部
- (2) 提出期限 令和7年12月1日（月）必着
- (3) 提出先 5. 担当部局に同じ
- (4) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

7. 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書
 - ② 誓約書（様式2）
 - ③ 会社概要、パンフレット

※上記①～③以外に説明資料等が必要と思われる場合は、別途提出すること。（任意）
- (2) 提出部数 8部
- (3) 提出期限 令和7年12月10日（水）必着
- (4) 提出先 5. 担当部局に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 留意事項
 - ① 応募に要した経費は、全て応募者の負担とする。

- ② 必要に応じ、追加資料の提出が必要な場合がある。
- ③ 応募書類は返却しない。
- ④ 応募書類は必要に応じて複写する。
- ⑤ 評価は、「ダイヤモンドリスponsアグリゲーター評価シート」(別紙2)により行うので、企画提案書については評価項目に記載の事項が評価できるように作成すること。

8. 選考方法

本学が設置する選定委員会において、契約内容を総合的に判断して決定する。

(1) 次の資格要件を全て満たした応募者を選考対象とする。

- ① 提出資料の確認
提出資料に不備又は虚偽があった応募者は失格とする。
- ② 応募資格の確認
資格のない応募者は失格とする。

(2) 委員会での選定基準は下記のとおりとする。

- ① 「ダイヤモンドリスponsアグリゲーター評価シート」(別紙2)にて評価する。
- ② ①による評価の結果、評価値が最も高い業者を選定する。ただし、最低基準点を30点とし、30点を下回る業者は原則として選定しない。
- ③ 同じ評価値の者が2者以上あるときは、報酬比率の高い者を選定する。さらに、報酬比率も同じ者が2者以上あるときは、当該提案者にくじを引かせて決定する。

9. 選定結果の通知及び公表

応募者に対し、選定の可否について、選定後速やかに文書で通知する。また、選定の結果は、本学のホームページにより公表する。

但し、公表する内容は、業者名のみとする。

10. 費用負担

ダイヤモンドリスponsに必要な電力メータの設置(設置に関する工事を含む。)及びに原状回復に要する経費その他設定に伴い発生する費用は、DRアグリゲーターの負担とする。

11. 契約解除

- (1) DRアグリゲーターの信用失墜行為等に伴い、対象設備の運営イメージが損なわれる恐れが生じた場合又はDRアグリゲーターの事情、瑕疵により、対象設備の維持が困難な場合には契約を解除することがある。この契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、DRアグリゲーターの負担とする。

- (2) 前号により契約が解除された場合であっても、DR アグリゲーターは本学が履行した部分に対する報酬の支払い義務を免れないものとする。
- (3) 新たに設置した電力監視メータ等により第三者に損害が生じた場合の費用負担は、DR アグリゲーターの負担とする。

12. その他

- (1) 現場確認を希望する場合は、必ず公募要領の交付を受けた上で、5. 担当部局に記載する連絡先にて日程調整を行うこと。
- (2) 発動指令に基づいて本学が発電した電力量 (kWh) に対して従量料金の設定がある場合には、契約締結時において協議の上、その取扱いを決定し契約を締結するものとする。
- (3) 光熱水費の実勢価格の大幅な変動が生じた場合、契約金額の変更協議ができるものとする。
- (4) 消費税の変更又は新税の導入が生じた場合、契約金額の変更協議ができるものとする。
- (5) 実効性テストの結果又はその他の事由により契約容量を変更する必要がある場合には、協議の上、変更契約等の手続きを行うものとする。